

旭川市立西神楽中学校

# 学校いじめ防止基本方針



2014(平成26)年 4月  
【2022(令和4)年 6月 改訂】

## 【 目 次 】

はじめに

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・・・・・・・・ 2

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

2 いじめの理解

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1 本校のいじめの実態及び目標(指標)

2 生徒が主体となった取組の推進

3 学校いじめ対策組織の設置

4 いじめ防止の取組

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

6 いじめへの対処

7 いじめの解消

8 いじめの重大事態への対応

9 いじめの防止等に関する機関、保護者との連携

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

第3章 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

○ 旭川市立西神楽中学校いじめ防止プログラム

○ 早期発見・事案対処マニュアル

○ いじめ発見・見守りチェックリスト

○ 主な相談窓口

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある決して許されない行為です。

本校では、これまでもいじめの根絶に努めてきたところです。これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、その未然防止を目標に取り組みを進めてきました。年度始めに「学校いじめ防止基本方針（生徒向け）」を配布し、全校集会で「いじめは許されないこと」「いつでも相談できる体制がある」ことを生徒に伝え、未然防止や早期発見・解決について指導しました。また、生徒会活動（生活常任委員会）が「いじめ撲滅標語」の取組を行い、生徒の自主的・実践的な活動を進めています。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということ为学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」とする）等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

## 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

### 2 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

## (2)いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

## (3)いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

## (4)いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (5)いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

1 本校のいじめの実態及び目標(指標)

◆2021(R3)年度のいじめアンケートの結果◆【第1回 5月調査】

- あなたは4月から6月まで、嫌な思いをしたことがありますか？  
1学年～0名／8名  
2学年～0名／20名  
3学年～0名／16名
- あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。  
ア 学校の先生～25名    イ スクールカウンセラー～6名    ウ 友人～27名  
エ 保護者～26名    オ きょうだい～10名    カ 電話相談～3名  
キ メールやSNSの相談窓口～1名    ク だれにも相談しない～5名    ケ その他～2名(いとこ、ネット)
- あなたは4月から今日まで友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？  
1学年～0名／8名  
2学年～0名／20名  
3学年～0名／16名
- あなたは、苦しんだり、悩んだりして心が傷つくいじめは、どんな理由があっても許されないことだと思いますか。  
1学年～そう思う(8名)、 そう思わない(0名)、 よくわからない(0名)  
2学年～そう思う(20名)、 そう思わない(0名)、 よくわからない(0名)  
3学年～そう思う(15名)、 そう思わない(0名)、 よくわからない(1名)

◆2021(R3)年度のいじめアンケートの結果◆【第2回 11月調査】

- あなたは4月から11月まで、嫌な思いをしたことがありますか？  
1学年～0名／8名  
2学年～0名／20名  
3学年～1名／17名
- どんなことをされましたか？  
キ メールやSNS等で悪口を書かれたり、仲間はずれ(1名)  
• 今も嫌な思いをしていますか？  
はい～1名
- あなたは、嫌な思いをした時、誰に相談しますか。  
ア 学校の先生～23名    イ スクールカウンセラー～2名    ウ 友人～31名  
エ 保護者～24名    オ きょうだい～11名    カ 電話相談～2名  
キ メールやSNSの相談窓口～2名    ク だれにも相談しない～5名    ケ その他～0名
- あなたは4月から今日まで友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか？  
1学年～0名／8名  
2学年～0名／20名  
3学年～2名／17名
- あなたは、苦しんだり、悩んだりして心が傷つくいじめは、どんな理由があっても許されないことだと思いますか。  
1学年～そう思う(8名)、 そう思わない(0名)、 よくわからない(0名)  
2学年～そう思う(20名)、 そう思わない(0名)、 よくわからない(0名)  
3学年～そう思う(16名)、 そう思わない(0名)、 よくわからない(1名)

◇令和4年度の目標・指標◇

前年度、本校ではいじめを認知しました。その様態は「メールや無料通話アプリ(SNS等)で悪口を書かれたり、仲間はずれにされたりする」というもので、事実確認後、必要な指導や支援を行い、現在では解消しています。

なお、本校におけるいじめ調査では、「いじめはどんな事があっても許されないと思う」生徒の割合は98%に上ります。また、「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒の割合は11%に上ります。

本校では、今年度も教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるとの認識をもち、家庭、地域住民、関係機関と連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法に基づき、「国の基本方針」等を参考に学校いじめ防止基本方針を策定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）、「早期発見・事案対処マニュアル」に基づく取組、PDCA サイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

**【具体的目標と指標】**

- ① 積極的にいじめを認知する姿勢を教職員で共有し、積極的な認知を目指します。
- ② 「いじめは許されない」という意識の向上を図る学級活動や道徳の授業を通して自分事として考える能力を身に付けさせ、全国学力・学習状況調査の質問紙およびいじめアンケートにおいて、『いじめ』はどんな理由があっても許されない」の「そう思う」の回答が100%を目指します。
- ③ いじめアンケートで「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」との回答を、誰でもいつでも相談できる体制を整え、0%を目指します。

## 2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめの問題等について様々な取組を行い、自校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針(生徒版)を策定する。
- 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小中学校で連携して共有する。
- 中連生活部6月・12月研修会へ参加する。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る(いじめ撲滅標語、いじめ根絶宣言等)。

### ◇本校の取組◇

#### (1)いじめアンケートの実施

##### ①ねらい

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を進める。

##### ②内容

- いじめアンケートの実施(6月、11月、2月)
- いじめアンケートの集約
- いじめ認知に向けての面談等

#### (2)いじめ撲滅標語

##### ①ねらい

一人一人がいじめをなくす強い意志を持ち、人を思いやる心やいたわる心を培うことを内容とした標語を募集し、子どもたちのいじめ根絶に向けた意識の啓発を図る。

##### ②内容

- 7月下旬 生活常任委員会より提示、募集
- 9月上旬 生活常任委員会で選考
- 10月上旬 生徒集会で発表、校内掲示

#### ※ 西神楽中学校 ストップいじめ宣言

- みんなが助け合い相談できる学級をつくります
- 相手の気持ちを考え大切にし、言葉を選びます
- 見て見ぬふりをせず、一歩踏み出す勇気を持ちます
- 間違っただけを許さない強い意志を持ちます
- 一人一人がいじめについて真剣に考え続けます

#### ※ 昨年度のいじめ撲滅標語入賞作品

- その言葉 ほんと言える? 考えて【1年】
- 考えて 心の傷は 残るから【1年】
- ちょっと君、傷つけたこと わかってる?【2年】
- 「やめよう」と言える心が 大切です【2年】
- 助けたい 勇気を出して 行動に【3年】
- あの笑顔 取り戻すため 踏み出そう【3年】

### 3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察官経験者)などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的ないじめの問題に取り組みます。

#### (1)組織の役割

##### ①未然防止

ア いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

##### ②早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

##### ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

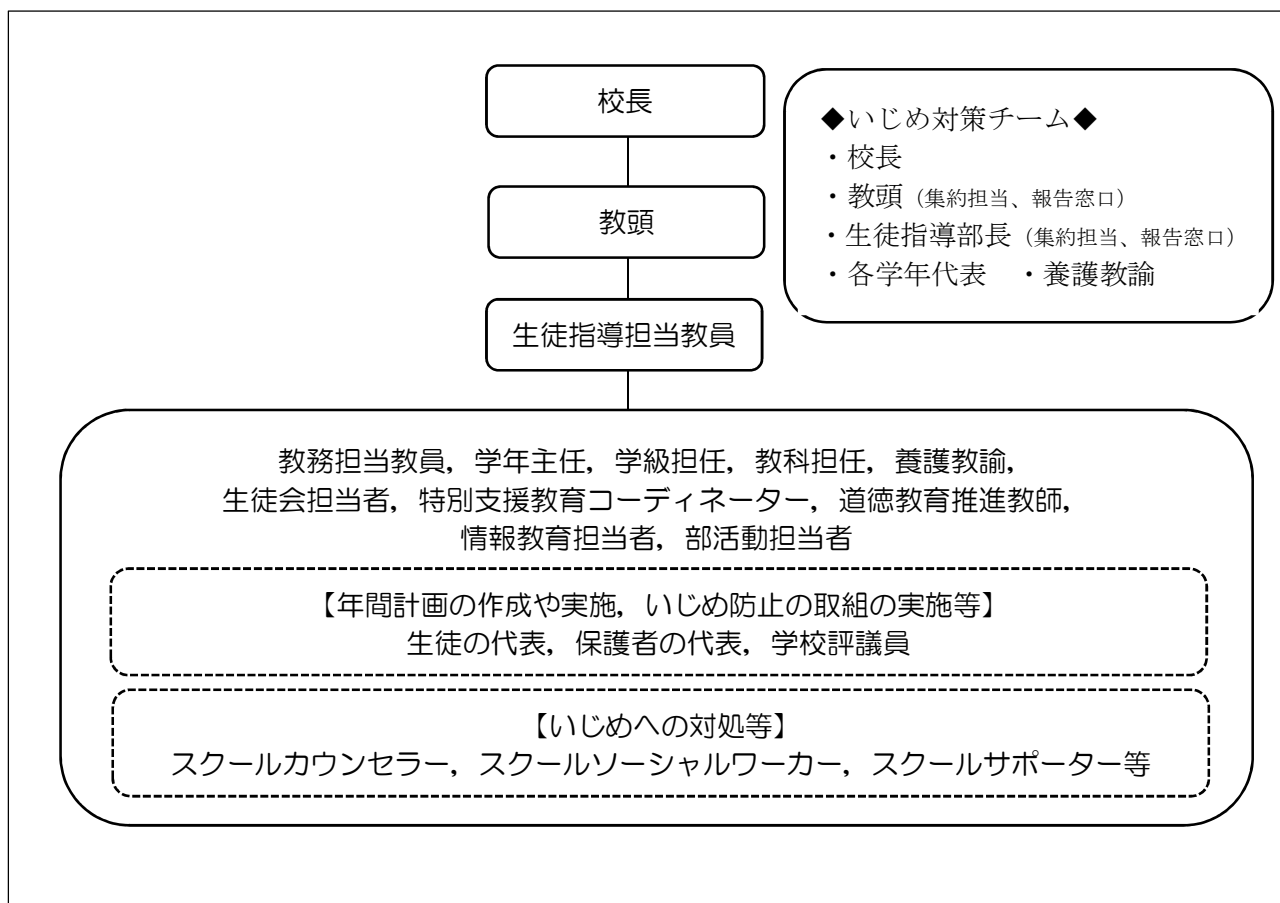
ア 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し



## (2)いじめ対策組織



## 4 いじめ防止の取組

学校は、児童生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。

また、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

学校は、いじめの防止のため、次の取組を進めます。

### (1)いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

### (2)いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。
- ③幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

### (3)いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

### (4)自己有用感<sub>※1</sub>や自己肯定感<sub>※2</sub>をはぐくむ指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることができる機会を生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。
  - ※1 自己有用感…他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情
  - ※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

#### 保護者の役割

保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

## 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童(生徒)が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- (2) 生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

### ◇保護者の役割◇

保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

#### 【朝(登校前)】

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退がふえた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べたりするようになる。

#### 【夕(下校後)】

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがったりする。
- 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されていたりする。
- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

#### 【夜(就寝前)】

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

#### 【夜間(就寝後)】

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれていたりする。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

<2014(H26)文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用>

## 6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちにいじめ対策委員会において情報を共有し、組織的に対応します。

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、行為を止めさせます。
- ②いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- ③生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

### (2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた生徒から、事実確認の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

### (3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

### (5) 性に関わる事案の対応

- ①他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

### (6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間での対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口として、各学校と緊密な連携の下、対応への指導・助言を受けるとともに、学校相互間の連携協力を行います。(SNS、暴力等)。

### ◇保護者の役割◇

- ・保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- ・保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えることが大切です。

## 7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合解消と判断します。

- ①いじめに係る行為の止んでいる状態が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

## 8 いじめの重大事態への対応

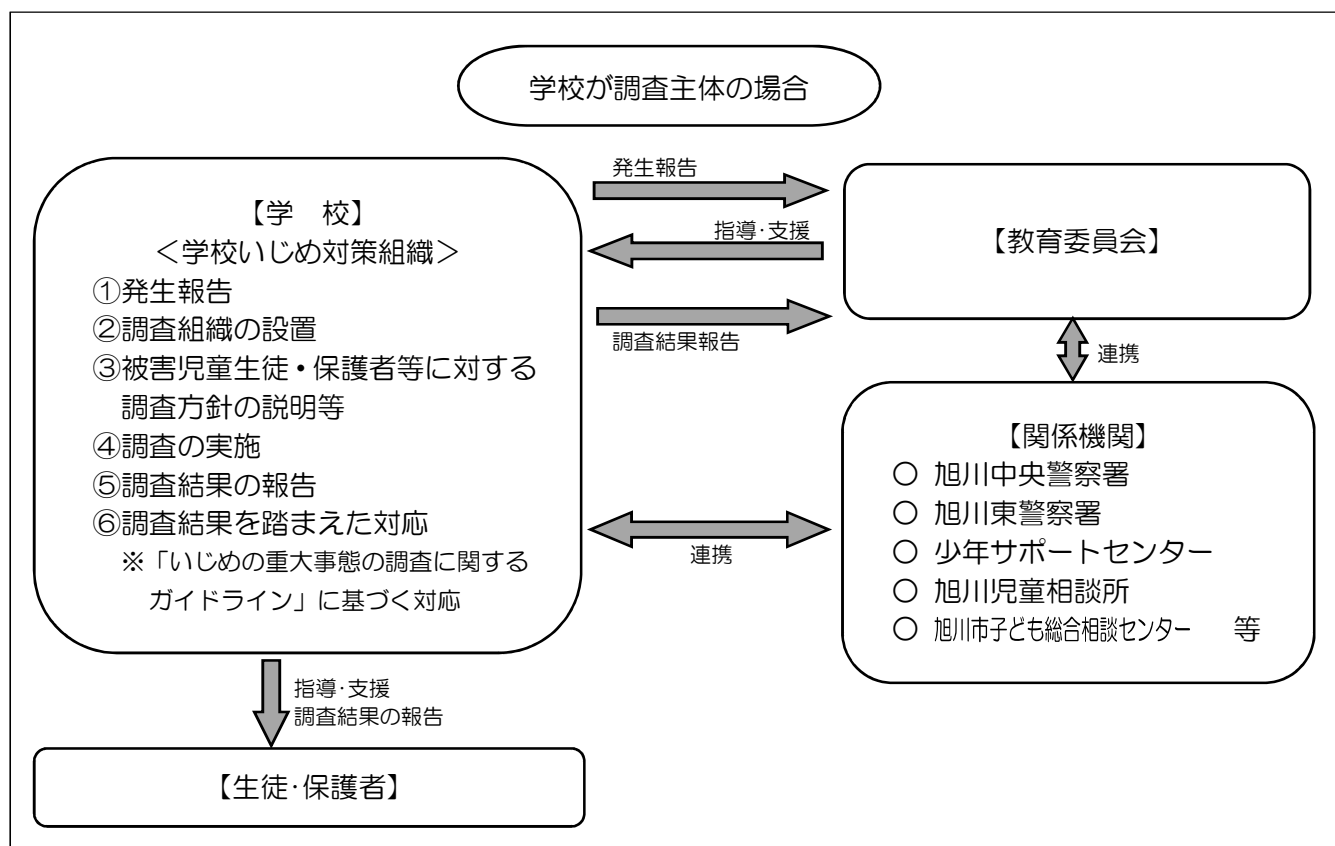
### (1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。  
※重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

### (2) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供します。

### (3) 重大事態対応フロー図



## 9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、いじめ対策委員会に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等の外部専門家を加えて対応する。(再掲)
- 民間の相談期間との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

## 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

(1)インターネット上のいじめへの対応

- ①日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- ②学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- ③不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

◇保護者の役割◇

- 保護者は、その保護する児童生徒の発達段階を踏まえ、児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

西神楽中学校いじめ防止プログラム

|       | 4月  | 5月   | 6月（強調月間）  |
|-------|---|--|---|
| 教職員   | <p>○学校いじめ対策組織会議<br/>・学校いじめ防止基本方針の策定<br/>・生徒、保護者への説明内容<br/>・学校ホームページ等での公開<br/>・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解</p> <p>○校内研修<br/>・基本方針の内容の共通理解</p> <p>○学校ネットパトロール<br/>※通年で実施する</p> | <p>○学校いじめ対策組織会議<br/>※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。</p> <p>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</p> | <p>○学校いじめ対策組織会議<br/>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</p> <p>○校内研修<br/>・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</p> <p>○教育相談</p> |
| 生徒    | <p>○基本方針（生徒版）策定<br/>・各学級での検討、周知</p> <p>○相談窓口の理解<br/>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</p>   |  | <p>○いじめアンケート調査①</p> <p>○生徒が主体となった未然防止の取組</p> <p>○中連生活部6月研への参加</p>                                     |
| 家庭・地域 | <p>○基本方針のHP公開</p>   |  |   |
|       | 7月  | 8月   | 9月  |
| 教職員   |   | <p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>   | <p>○校内研修<br/>・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告</p>   |
| 生徒    | <p>○生活・学習Actサミットへの参加</p> <p>○相談窓口の理解<br/>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</p>  | <p>○生活・学習Actサミットを受けた取組の実施</p>  |   |
| 家庭・地域 |   | <p>○市主催「生徒指導研究協議会」への参加</p>   |   |

|       | 10月（強調月間）  | 11月   | 12月  |
|-------|--|---|--|
| 教職員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</li> </ul> </li> <li>○教育相談</li> </ul>                |  |
| 生徒    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒が主体となった未然防止の取組</li> <li>○「生命（いのち）の安全教育」の授業</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート調査②</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○中連生活部12月研への参加</li> <li>○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>  |
| 家庭・地域 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者懇談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2学期のいじめ防止等の取組状況</li> <li>・冬季休業中の生活</li> </ul> </li> </ul>                           |  |
|       | 1月   | 2月  | 3月   |
| 教職員   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討</li> </ul> </li> <li>○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告</li> </ul> </li> <li>○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証</li> <li>・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認</li> </ul> </li> </ul> |
| 生徒    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめアンケート調査<br/>(旭川市教育委員会)</li> <li>○外部講師（警察）による、スマホ安全教室</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど</li> </ul> </li> </ul>  |
| 家庭・地域 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会による協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の取組等の評価</li> </ul> </li> </ul>   |  |



【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口(教頭・指導部長) → 集約担当(教頭・指導部長) → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

教育委員会への報告

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

|        | いじめを受けた生徒  | いじめを行った生徒   | 周囲の生徒  |
|--------|--|---|--|
| 学<br>校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。</li> <li>□ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。</li> <li>□ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。</li> <li>□ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。</li> </ul> |
| 家<br>庭 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</li> <li>□ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。</li> <li>□ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>□ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。</li> </ul>   |

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○ 学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

○ 家庭、地域との連携強化

- 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

# いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

## 日常の行動や様子等

生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。……………〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………〔 〕
- 教職員のそばにいたがる。……………〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。……………〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………〔 〕
- 交友関係が変わった。……………〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………〔 〕
- 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。……………〔 〕
- 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていくことがある。……………〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。……………〔 〕

## 授業や給食の様子

生徒氏名

- 教室にいつも遅れて入ってくる。……………〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………〔 〕
- 発言したり、褒められたりすると冷やかしかからかいがある。……………〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………〔 〕

## 清掃や放課後の様子

生徒氏名

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………〔 〕
- ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………〔 〕
- 一人で下校することが多い。……………〔 〕
- 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。……………〔 〕
- 部活動の話題を避ける。……………〔 〕

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>代 表 0166-26-5500  
子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)  
<受付時間>  
月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>  
0120-3882-56  
0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)  
<受付時間> <メール相談>  
毎日24時間 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>  
0120-007-110 (ゼロゼロなな の ひゃくとおぼん)  
<受付時間>  
平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> <受付時間>  
0120-677-110 平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> <受付時間>  
0166-31-5511 平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号> <受付時間>  
050-3383-5566 平日 9:00~17:00

- ◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。  
事前に都合の良い日時をお知らせください。直接下記電話にご連絡頂いてもかまいません。  
旭川市立西神楽中学校 TEL 0166-68-3152